

再犯防止推進計画の策定について

1 国・都・市の動向

国

- 平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）施行
- 平成29年12月 再犯防止推進計画（H30～34）閣議決定

都

- 令和元年7月 再犯防止推進計画（R1～R5）策定

市

- 保護司等の更生保護活動への支援
- 法務省主唱社会を明るくする運動への参加 等

※市においては、地域福祉計画において「社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり」の目標の中で、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援」として位置付けている。

2 策定に当たっての基本的な考え方（案）

<安定した自立生活を営むための支援>

住居確保や就労支援等。

<周知・啓発>

犯罪をした人の立ち直り支援に関する周知・啓発により、理解を得る活動。

3 他自治体策定状況（R3.10.1時点）

都内4区5市1町が策定済（5自治体が地域福祉計画に包含）。